
BS11

『“自”論対論 参議院発』に関する意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	小町谷育子
委員長代行	吉岡 忍
委員	石井 彦壽
委員	香山 リカ
委員	是枝 裕和
委員	重松 清
委員	立花 隆
委員	服部 孝章
委員	水島 久光

目 次

I	はじめに	1
II	審議の対象となった番組	1
III	委員会の判断	2
	1. 一党一派に偏し政治的公平性を損なった	2
	2. 放送局の自主性が発揮されなかった	3
	3. 結論	4
IV	おわりに	5

はじめに

放送局が、内容面でも、番組スタイルのうえでも、さまざまに工夫をこらした政治番組を放送することは、民主主義を進展させ、成熟させるために欠かせない要素である。どれだけ多彩な政治番組があるかが、多様性を旨とする民主主義の成熟度を測るバロメーターになると言っても過言ではない。

日本の政治の混迷や停滞が言われるようになって久しいが、その原因が何であれ、これを放送界に引きつけて見れば、政治番組にはまだまだ多くの工夫の余地があるということであろう。視聴者が政治番組に寄せる期待も高まっている。

2011年1月、複数の視聴者から放送倫理検証委員会に対し、日本BS放送株式会社（以下「BS11」という）の政治番組『“自”論対論 参議院発』に、政治的公平性にかかわる放送倫理上の問題点があるのではないかと、この意見が寄せられた。

BS11は、2007年12月に開局した比較的新しい放送局であり、その政治番組には他の放送局のそれとは異なる特色がある。それは、ひとりの政治家、ひとつの政党から、時間をかけてじっくり政策論や政局を聞く番組が数多く制作されていることである。同局の説明によれば、これらの番組は、従来の政治報道に対して、「政治家の発言時間が短い」「必要以上に与野党の対立をあおるのはいかなものか」「各党や政治家の政策論を与野党問わずじっくり聞きたい」といった疑問や要望に応えようとして企画されたものだという。

委員会は、こうした新しく多様な表現を萎縮させることのないように、事案の討議にあたっては謙抑的な姿勢で臨んできた。放送界が自主的に設置した第三者機関ではあるが、委員会が放送倫理と番組の質の向上のために真に必要な範囲を超えて意見を公表することは、かえって番組制作者の意欲を削ぐ効果を持ちかねないためである。今回の事案は、政治番組の新しい形式にかかわるものであるため、その審議においては、この謙抑的な姿勢を貫くことに特に意を払った。

審議の対象となった番組

委員会の審議の対象となったのは、先にも述べたBS11『“自”論対論 参議院発』という政治討論番組である（以下「本件番組」という）。本件番組は、毎週水曜日の午後8時30分から9時という時間帯で、2011年1月12日から3月30日まで、ワンクール（3か月間）放送された。前年の参議院議員選挙で野党が勝って再び「ねじれ国会」となったので、野党第一党である自民党の参議院議員を主役にした番組もおもしろいのではないかと企画されたという。

番組の構成は、自民党の山本一太議員（政調会長代理・参議院政審会長）と丸川珠

代議員（参議院政審会長代理）の2人が司会進行を務め、毎回、自民党の参議院議員をゲストに招いてトークを繰り広げるといふもので、自民党の政策を与党に対する対論として紹介する内容だった。

第1回は自民党の幹事長（この回のみ衆議院議員）が出演し、2人の司会者との間で与党の政策に対する批判と自民党の政策を語った。

第2回から第7回までは、前年の参議院議員選挙で当選した新人議員のうち16人が、3つのグループに分かれて2回連続で出演し、抱負、政治信条や関心のある政策課題を討論した。

第8回と第9回は、司会者の議員も含め、参議院の自民党4役である会長、幹事長、国対委員長、政審会長が顔をそろえて、自民党の政策について討論を行った。

第10回と第11回は、自民党のベテラン議員2人をゲストに、災害に向き合う政治家の使命が討論された。ゲストとして出演したこれらの自民党議員は、11回の放送で合計24人、のべ43人だった。

なお、本件番組は、当初の企画では12回の放送予定であったが、東日本大震災による番組編成の変更ともなって1回中止となり、3月末に終了した。

委員会の判断

委員会は、BS11が司会者とゲストの全員を同一政党に所属する議員のみで構成した本件番組の形式そのものに着目し、放送倫理上の問題点を審議した。

1 一党一派に偏し政治的公平性を損なった

民主主義を支えるのは、政治に関する自由で多様な表現活動である。放送局の制作する政治番組は、国民が政治に関心を持ち、意見を形成するための情報を提供するうえで重要な役割を果たしている。こうした番組が一党一派に偏していれば、政党間の意見や見解の対立点は見えなくなり、視聴者に届く情報が偏りかねない。そうなれば視聴者の政治に関する意見形成も偏頗なものとなることが懸念される。

BS11が番組制作にあたり準拠すべき日本民間放送連盟の放送基準第2章「法と政治」の第11項が、「政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する」と定めているのも、そうした懸念に配慮するためのものであろう。

本件番組を見ると、特定の政党の議員が司会者とゲストの全員を独占しており、その構成のまま、3か月というワンクールで11回にわたり放送されている。その結果、政治に関する特定の政党の意見のみを視聴者に継続的に提供することとなり、本件番組はその形式上明らかに一党一派に偏し、政治的公平性を損なったと言わざるを得ない。

政治的公平性の確保について、BS11は、たとえば3か月などの一定の期間を目安にして、番組編成全体で与野党政治家のバランスに配慮しつつ、偏ることのないように工夫努力していると、委員会に説明した。

このBS11の見解を受けて、委員会は本件番組とほぼ同時期に放送されたBS11の8つの政治番組のべ43本（合計31時間余）を視聴した。しかし、司会者とゲストの全員が特定の政党の議員で独占され、それがワンクール継続して放送された番組は、本件番組だけだった。

ひとりの議員がレギュラーで司会者を務める番組はあったが、ゲストは政治家に限定されておらず、幅広い分野から人選がなされていた。

特定の政党の議員が集中的にゲストで出演している番組もあったが、司会者は政治家ではなく、ジャーナリストや研究者が務めていた。ワンクールすべてにわたり、ひとつの政党の議員だけがゲストを占めたという番組もなかった。

このように、BS11が一定の期間の中で与野党政治家のバランスに配慮していると説明した番組編成全体を考慮して見ても、本件番組について政治的公平性の確保がなされていたということとはできない。

したがって、ワンクール11回を通じて司会者とゲストの全員が同一の政党の議員で独占された本件番組は、ひとつの番組として一党一派に偏しており、かつ、BS11の番組編成全体の政党間のバランスの点から見ても一党一派に偏したもので、政治的公平性を損なったものと言える。

2 放送局の自主性が発揮されなかった

本件番組のような政治討論番組では、放送局は政治的な公平性が確保されるように、自主的な工夫や配慮をしているはずである。たとえば、司会者には政治家でない者を選び、ゲストの政治家に、その政治家の持つ見解とは異なる観点から質問をしたり、反対の意見を紹介したりして、政治に関する意見の多様性を確保するなどである。ゲストの政治家を多数の政党から選んで討論する形式もよく見られるもので、異なる政党に所属する政治家のさまざまな意見が出されるように企画、制作、編集がなされている。こうした番組スタイルからは、各放送局が、政治的な公平性をできる限り確保するために自主性を発揮し、さまざまな工夫をこらしていることを読み取ることができる。

ところが、本件番組は、これまでの政治番組とは異なり、司会者もゲストも自民党の議員で構成するという形式を採っていた。この企画は、社長、編成制作局長、営業局長、報道局長の4人からなる番組検討会議で承認され、考査を経て役員会への報告ののち最終決定された。

BS11の説明によると、本件番組の司会者を自民党議員にしたのは、もともと

の番組コンセプトがひとつの党の政策をじっくり聞くものであるし、政治家が司会者を務めている番組が他にもあるのでバランス的にも問題ないと考えたからだという。また、新たな番組スタイルを開発するためのトライアルとしてもおもしろいのではないかという意識も働いていたともいう。

しかし、司会者とゲストを全員自民党の議員にするという構成を採れば、必然的に自民党の視点からのみ番組が制作されることとなり、同党と対立する政党の視点を提示することは難しくなる。実際、本件番組の収録時には、討論の進行は司会者とゲストの自民党議員に任せられ、BS11の制作者のかかわりは、個人に対する誹謗中傷などがあれば収録を中断するという範囲にとどまっていた。すなわち、BS11が番組を制作するのではなく、自民党の議員に番組の制作を事実上丸投げしたのも同然の状況が現れていたのである。しかも、本件番組は、時間枠のとおり収録しており、内容面の編集はなされていない。

こうした番組制作の手法では、BS11が政治的公平性を確保するための独自の工夫を差し挟む余地は失われてしまい、BS11の自主性を発揮しようがないだろう。

BS11自身も、委員会の行った聴き取りにおいて、番組の放送枠を自民党に提供したのではないかという疑念を視聴者に抱かせ、放送局の自主性を失ったように見られかねないものであったことを認めている。

番組の制作・編集の自主性は、放送局が多彩で自由な番組を生み出すために何よりも大事なものであり、ひいては民主主義を支えるものとして、決してないがしろにされてはならないはずである。

3 結論

以上のとおり、委員会は、本件番組がワンクール11回にわたり同一の政党に属する議員で司会者とゲストを占めるという形式で放送されたことが、一党一派に偏して政治的公平性を損なっており、放送倫理に違反すると判断した。また、その要因として、放送局の自主性が発揮されないまま番組の制作・編集が行われたことも、放送倫理上見逃すことのできない問題を抱えていると指摘しておきたい。

おわりに

すでに述べてきたように、放送局が番組制作にあたって、政治的公平性を損なうことは許されてはならない。しかし、政治的公平性に過度に神経質になるあまり、番組制作者が各政党をただ機械的に平等に扱うだけの番組を制作するようなことがあれば、政治報道は平板になり、いきおい政治に関する情報の提供も画一的になりかねない。その影響は視聴者の政治に関する意見形成に及んでいくであろう。

今回、本件番組は放送倫理に抵触することとなったが、委員会は、その企画趣旨に、政治報道の新しい可能性を切り拓こうとする意欲が込められていたことまでも否定するものではない。

政治的公平性への配慮と豊かで多彩な政治表現の実現は両立の難しい課題であるが、委員会は、放送局が、視聴者のために、この難しい課題に挑戦して斬新な政治番組を制作することを期待している。